

第1条 (総則)

- 1 本レンタルスペース一時使用契約約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社アンビシャス（フランチャイズ加盟オーナー、業務委託先を含む（以下「当社」といいます））と、当社が提供するレンタルスペース使用サービス及びこれに付随するオプションサービス（以下総称して「本サービス」といいます）の利用を当社所定の様式による、レンタルスペース一時使用契約申込書（当社ホームページからの申込書(画面を含みます。)（以下「申込書等」といいます））により申込み、当社がこれを承諾した個人又は法人（以下「利用者」といいます）との間における、本サービスの利用に関するレンタルスペース一時使用契約（以下「本契約」といいます）に対して適用されます。なお、当社の事前の書面による同意を得ることなく、申込書の収納スペース（以下「本スペース」といいます。）又は店舗を変更することはできません。但し、別途利用者と当社間で締結された書面、もしくは申込書等で定められた特約がある場合は、特約が優先されます。
- 2 利用者は本契約の締結前に必ず本約款の内容を確認するものとし、本契約を締結したときもしくは本サービスの利用を開始したとき以降は利用者に対して本約款を適用します。
- 3 本サービスは、当社が利用者に対し物品類を収納することができるスペースを一時使用のために提供するものであって、いかなる場合においても、利用者の収納物を保管するものでもありません。（倉庫業法第2条第3項にいう「トランクルーム」に該当しません。）したがって、本サービスにおいて、収納物の管理責任者及び直接占有者は利用者ご自身となります。利用者の自己責任の下、収納物が滅失、毀損等により損害が生じた場合、利用者の責任となり当社はその責任を負いません。 4 本約款に基づく利用契約において、月、日、年、時間等の暦は日本の暦にしたがうものとし、

第2条 (契約の申込及び成立)

- 1 下記の各号のいずれかに不備または誤りまたは未完了があると当社が認めた場合、契約は成立しません。
 - 1 本契約は、本スペースの利用を希望する者が当社所定の手続に従い、利用者に関する真実かつ正確な情報を当社に送信すること。
 - 2 利用者が当社サイトから申込みを行い、同サイトの必要事項を記載の上、全てに同意することにより利用申込を行こと。
 - 3 当社が定めた初期費用を利用者が支払ったことが、当社で確認が取れること。
 - 4 当社が指定する身分証明書又は居住証明書にて本人確認を行い、確認が取れること。
 - 5 鍵の引渡し（当社側での郵送手配の完了、当社からのダイヤル番号の通知を含む）の完了がされていること。
- 2 利用登録が可能な利用者は、当社が本規約に定める利用登録の申込みについて承諾した方で、かつ次の各号すべてに定める条件を満たした方とします。
 - ①当社が承認したクレジットカード会社が発行する日本国内で利用可能、かつ有効なクレジットカードを所有していること。
 - ②日本国内に居住する満20歳以上の個人、もしくは登記簿謄本の確認が取れる法人であること。
 - ③当社との間で送受信が可能な電子メールアドレスを所有していること。
 - ④当社から通常の手段による連絡が可能な住所、電話番号を所有していること。
 - ⑤当社が指定する現住所の確認が取れる身分証明書を所有し、当社に提出すること。
- 3 当社は、前2項の各定めにより利用者から提供された本申込に関する情報を受信し、同申込にかかる必要な確認を行います。前項の確認の際および利用登録後、本サービスに基づく事項について、登録された情報へは連絡させて頂く場合があります。

第3条 (約款及び契約内容の変更)

当社は本約款を、当社の合理的裁量により、変更することができるものとします。
この場合、当社は利用者への書面による通知または電子メールでの通知またはホームページにおいて掲示を行い周知するものとし、当社が定めた変更の効力発生時期以降は変更後の約款が適用され、利用者は変更後の約款を承認して本スペースを利用するものとします。

第4条 (賃貸借及び利用目的)

- 1 当社は、本スペースを賃貸し、利用者は申込書等並びに本約款に基づき賃借し、利用料等を支払うと約定しました。
- 2 利用者は本スペースを収納目的で使用し、それ以外の目的で使用してはなりません。尚、本契約に基づくいかなる権利も譲渡、転貸、占有使用させることはできません。

第5条 (契約期間)

本契約の期間は 利用開始日から、12カ月を経過した月の末日までとします。本契約は第16条に基づき当社または利用者のいずれかの一方から解約の申し出がなかった場合、更に1年間同一の条件で更新されるものとし、その後も同様とします。尚、更新にあたり当社は、諸般の事情を考慮の上、利用料等の増額をすることができるものとします。

第6条 (利用の制限)

- 1 利用者が、本スペースに動産を搬入し若しくは本スペースから動産を搬出し、または、これらのために本スペース内に滞留すること（以下「搬出入等」といいます）ができる時間は、当社が別に定める時間内に限るものとします。
- 2 利用者が利用料等の支払いを1か月以上遅延した場合、または当社が利用の制限が必要と判断した場合、当社は利用者が本スペースへの搬出入等の全部または一部利用できないようにする権限を持ちます。遅延した利用料等の支払いが確認できた時点、もしくは制限が不要と当社が判断した時点で利用再開の手配をし、対応完了後、本契約通り利用再開できるものとします。尚、利用再開の手配は即時対応することに応じるものではありません。

第7条 (利用料等)

- 1 利用者は当社に対し、毎月定められた利用料（以下「月額利用料」といいます。）、会員費、その他定められた料金（以下「利用料等」といいます。）を支払うものとします。
- 2 利用料等以外の料金の金額に関しては、申込書等により定めるものとします。
- 3 月額利用料に限り、利用の開始が月途中で、1ヶ月未満の月額利用料は日割計算するものとし、算出方法は当社が定めた1か月分の月額利用料に当月の残日数を乗算の上当月の月日数を除算したものが日割利用料となります。なお、本スペースの月額利用料以外の料金は日割計算できません。
- 4 利用者は、初期費用を申込のとき、クレジットカード払いの方法で当社に支払うものとします。
- 5 利用者は毎月定められた日に翌月分利用料等を当社が承認したクレジットカード会社が発行するクレジットカードを利用すること（以下「クレジットカード決済」といいます）により、クレジットカード会社の規約に基づき支払いを行うこととします。
- 6 利用者の名義と、クレジットカードの名義は同一であることを条件とします。
- 7 利用者のクレジットカードが失効その他の事情により、本条第5項のクレジットカード決済が不能となった場合、利用者は当社の指定する方法により、直ちに支払うものとします。なお、銀行振込により支払う場合の振込手数料は利用者の負担とします。
- 8 利用者と当該クレジットカード会社の間で料金その他の債務を巡って紛争が生じた場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 9 利用者は、当社に届け出たクレジットカードの番号・有効期限、住所、その他クレジットカードに関する当社への届出事項に変更があった場合、直ちに当社所定の方法で変更の届出をするものとします。
- 10 届出がなかったことで、利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。
また、次の各号の一つにでも該当する場合、利用者の事前の了解なしに利用者の所属するカード会社より、当社に通知されても異議ないものとします。
 - ①当社に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合
 - ②クレジットカード紛失等により、当社に届け出たクレジットカードの番号が変更となった場合
- 11 契約期間内に消費税率の変動があった場合は、利用者は法令の定めるところに従い、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後、利用料等の支払いについて、新消費税率で計算された消費税を支払うことを、あらかじめ承認するものとします。
- 12 利用者は、本契約に基づく当社からの請求内容について、本条第5項に基づき利用者が利用したクレジットカード会社発行の明細により確認するものとし、当社は利用者に対し、請求書及び領収書を発行しないものとします。
- 13 利用者が利用料等の支払いを1度以上遅延した際は、当社は利用者に対し、当社が実施する各種キャンペーンの適用を解除できるものとします。

第8条 (初回管理料、事務手数料)

- 1 クレジットカード決済の際は、利用者は当社に、初回管理料として月額利用料の半額を支払うものとします。当社は利用者へ、初回管理料について返金しません。
- 2 利用者は当社への事務手数料として月額利用料の1ヵ月分（税別）を支払うものとします。尚、月額利用料8,000円（税別）以下の部屋の契約に関しては一律8,000円（税別）とします。当社は利用者へ、事務手数料について返金しません。
- 3 部屋変更あるいは、新しく契約を締結する際には、利用者は、当社に、本条第1項及び第2項と同じ条件の代金を新たに支払うものとします。

第9条 (遅延損害金)

- 1 利用料等の支払いが遅延した場合は、当社もしくは本集金代行業者が指定する方法で支払うものとし、支払期日の翌日から支払日に至るまで遅延金に対し年率14.

- 6%（年365日の日割計算）を乗じた額の遅延損害金、その他費用を利用者に請求することができます。
- 手数料若しくは費用又はその他本契約に関して利用者が当社に対し賠償すべき損害（以下「手数料等」といいます。）が発生した場合は、利用者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該手数料等を当社に対し支払うものとします。
- 利用者が当該手数料等を支払ったことを、その指定された期限の到来する月の末日までに当社において確認できなかった場合は、利用者は、当該期限を徒過した支払額に年14.6%の割合を乗じて計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
- 督促又は当社の権利の行使や保全のために当社が要した費用、または当社において利用者のために合理的に負担した費用については、当社は利用者に対しその実費の負担を請求することができます。

第10条（当然の終了）

本スペースが、天災・火災・法令・行政指導・その他の存続不可能要因により通常の用に供することができなくなった際は、予告期間を要せずに本契約は当然に終了します。

第11条（当社の免責）

当社は、天災地変・火災・その他の災害、盗難、毀損、第三者による不法行為、気温や湿度の変化・結露等による損害、その他当社および業務委託先の責に帰することのできない事由または予測不可能な事由により、保管物品に生じた損害及び本スペース内及び施設内で生じた事故・トラブルその他の損害については、一切の責任を負いません。また本スペースを使用できないことによって、乙及びその関係者に生じた特別、付随的、偶発的、間接的、または結果的な損害に対しては予見の有無を問わず一切の責任を負わないものとします（ただし、本スペースを使用できないことに関し、甲に故意または重過失がある場合を除きます）

第12条（禁止事項）

利用者は、自己の責任において本スペースを使用するものとし、次の各号に掲げる禁止行為をしてはなりません。

- ① 保管品の搬出入以外の目的で、本施設内に滞在すること等の使用目的を変更すること。（休憩・待機・待合・事務等の作業等場所としての滞在やテレビ・オーディオ等の使用、大声、マージャン等による騒音の発生、ピアノ等の演奏等、他の利用者や近隣住民に迷惑を及ぼす行為等）
- ② 本スペースに釘・ビス等で造作を加え、または模様替えその他一切の工作をすること。
- ③ 本スペース内及び施設内で、喫煙及び火気を使用すること。
- ④ 危険又は衛生上有害な物の取り扱い。本施設の他の賃借人及びその関係者に迷惑が及ぶこと。
- ⑤ 本スペースの賃借権の全部又は一部を譲渡または転貸すること。
- ⑥ 本スペース内以外のスペースに物品類を放置すること。粗大ゴミ等を残置すること。また生活ゴミなどと一緒に投棄すること。
- ⑦ 各団体（宗教・組関係）等の集会所または、布教活動に使用すること。営利を目的とする行為。それらに結び付くおそれのある行為。
- ⑧ 本スペース内における備品（台車、机、イス、換気設備、蛍光灯などその他全ての備品）を持ち出すこと。また窃盗すること。

第13条（保管禁止品目）

本スペースの使用は次のような物品を保管するために使用してはなりません。また動産の保管に限るものとします。

- ① 鉄砲・刀剣類または爆発性・発火性を有する危険な物品等の製造又は保管。
- ② ペットの飼育、研究、預かり、動植物全般。遺骨、遺灰その他これらに類するもの。
- ③ 腐敗しやすい物品、不潔な物品。自己の責任において管理することができないもの。
- ④ 湿気のある物品、湿気を発する物品、強い臭気を発する物品、カビ・サビ・害虫・害獣等の発生しやすいもの、またはそのおそれがあるもの。
- ⑤ 麻薬、覚せい剤、偽ブランド品等の公序良俗に反するような物品。
- ⑥ その他人身、財産、生活等に危害を及ぼす恐れのある物品。
- ⑦ 現金、貴金属、貴重品。客観的に評価された時価総計50万円以上を超える物。1点または1組で10万円を超える動産類。
- ⑧ 本スペース内床面積1㎡あたり300kgを超える収納方法と物品。または総重量1トンを超える物品。

第14条（利用者の報告義務）

利用者は、申込書等に記載した住所、電話番号、法人名、法人代表者名等に変更が生じた場合、直ちに書面により当社に届け出なくてはなりません。

第15条（本スペースの施錠等）

- 1 当社は利用者へ当社指定の鍵を貸与し、利用者はこの鍵を用いて本スペースを開錠・施錠するものとします。利用者は任意の鍵を使用してはなりません。尚、任意の鍵の使用は禁止しますが、錠前及び鍵の安全性を保証するものではありません。また当社の許可のない任意の複製を禁止します。当然のことながら、許可のない任意の複製鍵の使用に伴うシリンダー等の破損等があった場合、利用者が損害を賠償します。
- 2 複製で鍵の追加を希望する際は、複製代金としてビルインタイプでは1本（枚）につき3,000円（税別）、コンテナタイプでは1本につき6,000円（税別）を徴収します。
尚、鍵の紛失、破損、磁気故障等の理由で通常で使用できない状態となった場合は、複製した鍵も含め理由如何に問わず、代金としてビルインタイプでは1本（枚）につき5,000円（税別）、コンテナタイプでは1本（個）につき10,000円（税別）を徴収します。
- 3 シリンダー・錠前そのものの交換を利用者が希望する場合、当社が定めた金額を利用者が支払えば、交換の対応要求をすることができます。
- 4 利用者は、本契約に基づき貸借した本スペース及び貸与された鍵については自ら管理し、収納品の盗難等に対する保管責任は利用者の自己責任とし、当社はその責任を一切負わないものとします。当社指定の錠・鍵を使用せず本サービスを利用した場合は、盗難等につき、補償の対象外となる場合があります。
- 5 利用者は、鍵を紛失、あるいは一時的に紛失した等で、開錠・施錠ができない場合に、開錠・施錠を当社に要求することができます。但し、ビルインタイプでは当社が利用者へ入口セキュリティの暗証番号を伝達した場合には、暗証番号変更手続き料として、利用者は3,000円（税別）を負担するものとします。
また鍵トラブルに限らず、当社が現地に向かった場合には、当社の交通費・出張旅費等として、利用者は20,000円（税別）を負担するものとします。
なお、必ずしも当社及び当社が委託した者は、即時の出勤もしくは利用者が希望する日時に出勤することに応じるものではありません。
- 6 本条各項の金額を超える費用については、当社は別途利用者に対し追加費用を請求することができます。
- 7 利用者は貸与された鍵等を複製または第三者に譲渡、貸与、担保提供等を行うことはできません。
- 8 利用者の所有に関わる鍵等であっても、本約款の定めに従って当社がレンタルボックス内に立ち入る場合は、必要に応じて解錠・破壊等を行います。この場合、立ち入る理由が専ら当社の責めに帰すべき事情であるときを除き、当社は損傷した鍵等の費用の負担はしません。

第16条（解約、明け渡し）

本契約が期間満了、解除、解約その他の事由により終了することを以下「本契約の終了」といいます。

- 1 当社は、2ヵ月の予告期間において本契約を終了できるものとし、予告期間の満了と同時に本契約は終了します。
- 2 利用者が本契約を解約する場合は、解約希望月の前月末日までに当社に解約の旨を申し入れるものとし、解約希望月の月末にて解約するものとします。
- 3 利用者が当月中に解約したい場合は、当社に翌月1ヵ月分の利用料等を解約金として支払うことにより解約できるものとします（第16条2項及び3項を合わせて以下「解約の原則」といいます。）。また、利用者が本契約の延長を希望する場合、利用者は当社に延長の申し入れをすることで解約の原則に従い延長できるものとします。
- 4 本契約の終了の際は、利用者は、直ちに本スペースを原状に復して、残置物等がない状態で当社に明け渡さなければなりません。尚、当社が定める方法で鍵を返却するとともに解約届を返送し、本スペース内に残置物等がない状態をもって明け渡しとします。また、利用者は、当社に対し、立退料等一切の金銭上の請求を当然にしないものとします。（2019年9月現在、利用者は当社に鍵と解約届を郵送で返却するものとし、現地受け渡し・立ち合いは一切行わないものとします。また郵送返却には本契約の終了日までの消印が必要です）
- 5 本契約の終了に伴う本スペースの明け渡しに際して、自然消耗以外の故意・過失による本スペースの汚損・破損部分がある場合は、修理もしくは取り替えを行うものとし、その費用は利用者が責任をもって全額負担するものとします。
- 6 本契約の終了日を超えても利用者からの鍵返却がない場合及び利用者の残置物等が本スペース内にある場合、当社は利用者が契約続行しているとみなし、当社は第3条に基づき、利用者に対して遅滞した利用料等の2倍に相当する損害金を請求できるものとします。
- 7 利用者の申し出において、日割での解約は認めません。

第17条（契約解除）

当社は、利用者へ次の各号に該当する行為が認められた場合、催告によらないで直ちに本契約を解除できるものとします。

利用者が当社に対して支払った金員について、返金する必要が生じた場合でも強制解除での契約解除の場合、返金はありません。

- 1 2ヵ月以上利用料等の支払いを怠ったとき。
- 2 利用料等滞納により、当社の再三の通告にも拘らず、何ら回答をしないとき。
- 3 通常的手段を用いて1ヵ月以上、連絡先所在に長期間不在となるなど、賃貸借継続の意思が認められなくなったとき。
- 4 第12条の禁止事項、又は第13条の保管禁止品目に違反したとき。故意、過失を問わず当社又は第三者に重大な損害を及ぼしたとき。

- 5 利用者が銀行の取引停止又は差押、解散、破産、民事再生、会社更生手続きの申し立てをするか、若しくはこれを受けたとき。
- 6 利用者が反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者」をいう。以下同じ。）に該当し、又は反社会的勢力と次に掲げるものの一にでも該当する関係を有することが判明したとき。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - ⑤ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- 7 その他本契約に違反したときや、当社に危険が生じる又はその恐れがあるとき、信頼関係を著しく破壊するなど契約継続が難しいと認められるとき。

第18条（所有権の放棄）

- 1 利用者は、第16条、第17条の規定により本契約の終了となった場合は、本スペース内の残置物等についての所有権を放棄するものとします。
- 2 利用者は本スペース内の残置物等について当社が適宜処分することを認めますが、申込書等に記載された利用料等に基づく処分までの保管費用、及び処分等に要する全ての費用は利用者が全額負担するものとします。

第19条（本スペースの調査管理）

当社は、本スペースの施設・設備の維持管理上必要のある場合は、利用者の許可なく、開錠または施錠を破壊し、本スペース内に立入り、収納物の移動・処分を含め必要な措置を講ずることができるものとします。尚、当社が開錠または施錠を破壊して本スペース内に立ち入った場合に限り、当社は利用者の荷物等に盗難・毀損等が起きないように、十分に努めるものとします。

第20条（損害賠償）

当社に故意又は重過失がある場合を除き、利用者は、故意又は過失により、当社及び利用者以外の当社の顧客、もしくはその他の第三者に損害を与えた場合、利用者は直ちにその旨を当社に報告し、その損害を遅滞なく賠償するものとします。

第21条（合意管轄）

本契約に係る紛争については、当社の本店所在地もしくは住所を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。また、法令の名称は特に断りがない場合、日本の法令の名称を意味します。

第23条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義の生じた事項については、関係法規及び慣習に従うものとし、当社利用者双方信義を重んじ、誠意をもって協議のうえ、善処することとします。